

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、企業価値の向上、即ち株主価値の最大化、株主のみならず、顧客、地域社会、従業員から信頼される企業であり続けるため、経営の効率性と健全性の向上、コンプライアンスの徹底等を重要な課題と認識し、「ニューフレアテクノロジーグループ経営理念」、「ニューフレアテクノロジーグループ行動基準」を策定するとともに、全社的なコーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。

(1) 取締役会

当社の取締役会は、取締役10名で構成されており、うち2名は社外取締役であります。当社の取締役会は、毎月開催され、経営上の重要な事項を審議及び決定するとともに、代表取締役の職務の執行を監督しております。また、取締役会に諮るべき事項及び重要な職務執行については、隔週ないし適時開催される経営戦略会議において協議し、迅速かつ適切な経営運営をはかっております。

(2) 監査役会

当社は、監査役3名を選任しており、うち2名が社外監査役となっております。監査役は、日ごろより適切な監査を行なうとともに、原則として毎月監査役会を開催し、他の監査役との意見交換を実施しております。

(3) その他

当社は、会社法に基づき、会計監査人であるPwCあらた有限責任監査法人より会計監査を受けております。

コーポレートガバナンスの充実に向けた重点課題としては、以下の5項目を認識し、その強化に努めております。

(1) 株主の権利・平等性の確保

・株主の権利行使に必要な情報の適時・的確な提供、電子公表、招集通知の英訳等により、外国人株主やその他少数株主の権利・平等性の確保に努めております。

(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

・会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの協働が必要であることを十分に認識し、CSR経営の推進に努めております。

(3) 適切な情報開示と透明性の確保

・会社の財政状態・経営成績等の財務情報はもとより、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、技術動向等の法令に基づく開示以外の情報の提供に努めております。また、開示・提供される情報が正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとするため、それらを取締役に事前で審議するよう努めております。

(4) 取締役会等の責務

・取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、以下の3項目に努めております。

ア. 企業戦略等の大きな方向性を示すこと

イ. 経営幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと

ウ. 独立した客観的な立場から、取締役に対する実効性の高い監督を行うこと

(5) 株主との対話

・持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、決算説明会等にて、株主との間で建設的な対話を行うよう努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東芝デバイス&ストレージ株式会社	6,000,100	50.00
東芝機械株式会社	1,808,900	15.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・凸版印刷株式会社退職給付信託口)	500,000	4.16
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジエイピーアールデイ アイ エスジー エフイー - エイシー	247,105	2.05
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE HCR00	206,300	1.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	177,800	1.48
ステートストリートバンク アンド トラストカンパニー505103	157,858	1.31
ステートストリートバンク アンド トラストカンパニー505223	151,608	1.26
ピーエヌワイエム エスエーエヌバイ ピーエヌワイエム ジーシーエム クライアント アカウন্ツ エム アイエルエム エフイー	133,650	1.11
プリティッシュ エンパイア トラスト ピーエルシー	120,000	1.00

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	株式会社東芝(上場)、東芝デバイス&ストレージ株式会社(未上場) (上場:東京、名古屋) (コード) 6502

補足説明

株式会社東芝が保有する当社株式につきましては、東芝デバイス&ストレージ株式会社に2017年7月1日付で承継されており、同日付で同社は当社の親会社となっております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社の親会社である株式会社東芝及び東芝デバイス&ストレージ株式会社と取引を行なう場合におきましては、当社の倫理方針、行動綱領、法令遵守等を定めた「ニューフレアテクノロジーグループ経営理念」「ニューフレアテクノロジーグループ行動基準」に基づいて、一般の取引条件も勘案したうえで、親会社や特定の利害関係者の利益に偏ることなく公正に取引を行なっております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の親会社である東芝デバイス&ストレージ株式会社は、株式会社東芝の完全子会社であり、株式会社東芝も当社の親会社に該当しております。また、当社は東芝デバイス&ストレージ株式会社と土地・建物の賃貸借契約を締結しており、東芝デバイス&ストレージ株式会社は当社製品の販売先であります。独立性を維持・確保する中で、今後とも連携を図ってまいります。当社は、役員及び従業員、出向者を株式会社東芝及び東芝デバイス&ストレージ株式会社より受け入れておりますが、経営判断については、取締役会、経営戦略会議等において十分に審議し決定しており、当社の責任のもとに独自に意思決定を行なうことができる体制を構築するなど、上場会社としての一定の独立性は確保しているものと認識しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新
--

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
森 裕史	他の会社の出身者													
井上 壮一	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新
--

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森 裕史		森裕史氏は、当社の主要株主である東芝機械株式会社の従業員であります。なお、同社と当社との間には、特別の利害関係はありません。	経理に関する確かな経験及び事業経営に対する豊かな知識に基づき、信頼性の高い判断が期待できるため、当社の社外取締役といたしました。 また、社外取締役として取締役会において毎回報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ当社から独立した立場での意見を述べておりますことから、一般株主との利益相反が生じるおそれは無いものと判断し、当社の独立役員といたしました。

井上 壮一	社外取締役の井上壮一氏は、当社の親会社である株式会社東芝の出身者ですが、現在は東芝メモリ株式会社の従業員であります。当社は東芝メモリ株式会社との間で知的財産の実施許諾等に関する契約を締結しており、東芝メモリ株式会社は当社製品の販売先であります、その他の特別な利害関係はありません。	半導体分野に関する確かな経験及び事業経営に対する豊かな知識に基づき、信頼性の高い判断が期待できるため、当社の社外取締役といたしました。 当社と東芝メモリ株式会社との間には、取引関係がありますが、主要な取引先には該当いたしません。また、社外取締役として取締役会において毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ当社から独立した立場での意見を述べる事が期待できますので、一般株主との利益相反が生じるおそれは無いものと判断し、当社の独立役員といたしました。
-------	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人とは、必要に応じ意見交換を行なう等、相互の連携を通じ、監査の実効性を高めております。監査役は業務執行部門から独立した内部監査部門と連携を保ち、各部門の業務を監査し、内部監査の状況及び結果の報告を受ける体制を構築しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
安部 仁則	他の会社の出身者													
野路 俊也	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安部 仁則			豊富な事業経営の経験を活かし、当社の経営監視機能をより充実させるため、当社の社外監査役といたしました。
野路 俊也			豊富な経理の経験を活かし、当社の経営監視機能をより充実させるため、当社の社外監査役といたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

業績連動報酬については、連結業績及び取締役の担当事業の業績を勘案して定める。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書にて、取締役及び監査役の報酬総額で示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

方針の決定の方法

役員報酬については、取締役並びに監査役のそれぞれについて年間役員報酬総額を定時株主総会で決議しており、個別取締役の報酬については取締役会にて、個別監査役については監査役会にて協議のうえ決定しております。

方針の概要

ア. 取締役の報酬

取締役が受ける報酬については、業績向上へのインセンティブを重視し、一定金額報酬と業績連動報酬とを支給する。一定金額報酬については、取締役の職務の内容及び当社の状況等を勘案した相当額とする。

業績連動報酬については、連結業績及び取締役の担当事業の業績を勘案して定める。

イ. 監査役の報酬

監査役が受ける報酬については、一定金額報酬として定めることとし、その支給水準については、監査役の職務の内容及び当社の状況等を勘案し、相当と思われる額とする。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現在、社外取締役及び社外監査役をサポートする専任スタッフは置いておりませんが、管理部門スタッフが必要に応じサポートする体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、2名の独立性の高い社外取締役を選任し、監査役会、内部監査部門等との連携を図ることで、経営に対する監査機能を強化しております。

当社は、経営戦略会議を定期的(必要あるときは都度)に開催し、重要な事項を審議・決定しております。法令及び社内規程で定められた事項については、取締役会で諮ったうえ、経営方針およびコンプライアンスに沿った職務執行を行っております。また、取締役及び監査役は職務執行の監督および監査を行っております。取締役会は月1回開催するとともに、経営上の重要課題に迅速に対応するため必要に応じ都度臨時取締役会を開催しております。取締役は10名で構成され、うち2名は社外取締役です。

監査役会は3名で構成され、うち2名が社外監査役であります。定時監査役会は月1回、臨時監査役会は都度開催しており、監査役会で定めた監査方針、業務の分担に沿い、監査・監督を行っております。

また、財務・会計に関する知見を有する監査役として、経理業務経験の豊富な監査役を1名選任しております。現在、監査役をサポートする専任スタッフは置いておりませんが、管理部門スタッフが必要に応じサポートする体制を取っております。当社は社外取締役1名を東芝メモリ株式会社から、社外取締役1名を当社の主要株主である東芝機械株式会社から、社外監査役2名を当社の親会社である株式会社東芝のグループ会社から受け入れておりますが、取締役会において毎回報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べていただいていることから、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく公正に会社が社会において果たす役割を認識し、経営者の職務遂行が妥当なものであるかどうかを監督する等の機能は十分に果たしていると認識しており、社外役員としての一定の独立性は確保しているものと認識しております。

また、役員報酬については、取締役並びに監査役のそれぞれについて年間役員報酬総額を定時株主総会で決議しており、個別取締役の報酬については取締役会にて、個別監査役については監査役会にて協議のうえ決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、企業価値の向上、即ち株主価値の最大化、株主のみならず、顧客、地域社会、従業員から信頼される企業であり続けるため、経営の効率性と健全性の向上、コンプライアンスの徹底等を実現しうる体制を構築・整備するため、監査役会設置会社の形態を採用しています。

また、当社は、2名の独立性の高い社外取締役を選任し、監査役会、内部監査部門等との連携を図ることで、経営に対する監査機能を強化しております。

当社における社外取締役は、取締役会において毎回報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べていただく役割を担っており、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく公正に会社が社会において果たす役割を認識し、経営者の職務遂行が妥当なものであるかどうかを監督する等の機能を有しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して、6月25日(火)に株主総会を開催いたしました。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページにおいて、招集通知(要約)を英文で掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2018年11月7日に、アナリスト・機関投資家向けに第2四半期決算説明会を開催しました。 2019年6月13日に、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催しました。 今後も定期的に開催する予定です。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに掲載しております。 http://www.nuflare.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社の総務部がIRを担当します。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	次の5項目をCSR推進基本規程に規定しております。 1. 生命、安全、法令遵守を最優先する。 2. お客様、株主、従業員をはじめ、すべての人々を大切にする。 3. 技術革新を進め、豊かな価値を創造する。 4. より良い地球環境の実現に貢献する。 5. 良き企業市民として、社会に貢献する。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社ホームページに掲載しております。 http://www.nuflare.co.jp/csr/csrtop.html

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は2006年5月24日開催の取締役会において、内部統制基本方針を決議し、2016年4月28日開催の取締役会において、その基本方針の一部改正を決議しております。この基本方針は次の通りであり、これに基づき、業務の適正化を図っております。

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社取締役は、当社の倫理方針、行動綱領、法令遵守等を定めた「ニューフレアテクノロジーグループ経営理念」「ニューフレアテクノロジーグループ行動基準」に基づいて、職務を執行する。
 - (2) 当社取締役は、各分担領域に関連する法令の遵守等を実現するための体制を構築する権限及び責任を有する。
 - (3) 当社取締役は、取締役会で定期的に職務遂行状況を報告するとともに、法令遵守に関する必要事項について随時報告する。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 当社は、法令及び「文書保存管理規程」等の規程に基づき、各種会議の議事録を作成し保存するとともに、重要な職務執行又は決裁に係わる情報について記録し適切に保管する。
 - (2) 情報管理については、「情報セキュリティ管理基本規程」「個人情報保護規程」等関連規程に基づき対応する。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、「リスク・コンプライアンスマネジメント規程」を制定し、全社のリスク・コンプライアンスマネジメントを掌るチーフ・リスク・コンプライアンスマネジメント・オフィサー(CRO)を任命し、CROのミッション遂行に必要な事項の審議及び答申等を行なうリスク・コンプライアンス委員会を設置する。リスク・コンプライアンス統括は、総務部門がこれを行なう。また、ビジネスリスクについては「ビジネスリスクマネジメント規程」を制定し、経営企画部門がこれを統括する。
 - (2) 当社取締役は、「リスク・コンプライアンスマネジメント規程」に基づき、リスク要因の継続的把握とその予防的対策及びリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案し推進する。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
当社は、次の経営の仕組みを通じて、取締役の職務執行の効率化を図る。
 - (1) 取締役は「取締役会規程」、「トップ会議運営要領」等に基づき、取締役会、経営戦略会議、月次報告会等を運営し、規程等に定める適切な手続きに則って業務を執行する。
 - (2) 取締役会は、経営の基本方針、中期経営計画並びに年度、半期及び月次予算を決定する。
 - (3) 取締役会は、取締役の権限、責任の分配を行ない、取締役は「業務分掌」、「決裁権限基準」に基づき、使用人の権限及び責任を明確にする。
 - (4) 取締役は、各部門、各使用人の具体的な目標、役割を設定する。
 - (5) 取締役は、当社グループの適正な業績評価を行なう。
 - (6) TAP (Toshiba Audit Program)等の業務の合理的かつ適法な運営を自己監査する仕組みを活用する。
5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 代表取締役社長は、継続的な教育の実施等により、使用人に「ニューフレアテクノロジーグループ行動基準」を遵守させる。
 - (2) チーフ・リスク・コンプライアンスマネジメント・オフィサー(CRO)は、制定する「リスク・コンプライアンスマネジメント規程」に基づき、コンプライアンス及びリスクに関する施策を立案し推進する。
 - (3) 取締役は、内部通報体制を採用することにより、問題の早期発見と適切な対応を行なう。
 - (4) 内部監査部門は、使用人の職務の執行状況の適正さを把握し、その改善を図るために、内部監査を実施する。
6. 次に掲げる体制その他の当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社は、子会社に対し、「ニューフレアテクノロジーグループ行動基準」を採択、実施し、各国の事情に応じ内部通報制度を整備するよう要請する。
 - (2) 当社子会社の取締役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者(以下、(4)及び(5)において「取締役等」という。)の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
当社は、子会社に対し、その事業運営に関して重要事項が生じた場合は、「業務連絡要綱」に基づき当社に通知するよう要請する。
 - (3) 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、子会社に対し、当社の「リスク・コンプライアンスマネジメント規程」に基づいたリスク・コンプライアンスマネジメント体制を構築するよう要請する。
 - (4) 当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
当社は、「グループ・ガバナンス管理規程」に基づき、子会社の内部統制システムを構築し、経営の効率性を高めるとともに、リスク管理、法令の遵守を徹底することによりニューフレアテクノロジーグループの企業価値の最大化を図るための体制を整備する。
 - (5) 当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、「グループ・ガバナンス管理規程」に基づき、必要に応じ子会社の経営監査を実施する。
 - (6) その他の当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、独立性を維持・確保する中で、親会社と適切な連携を図りながら、業務の適正を確保するための体制を整備する。
7. 当社監査役職務を補助すべき使用人に関する事項
 - (1) 現在、監査役職務を補助すべき使用人はいないが、監査役職務補助のための監査役スタッフをおく必要が生じた場合、その人事について、取締役が監査役と意見交換を行なう。
 - (2) 監査役職務を補助すべき使用人を置いた場合、当該使用人は、監査役職務を補助するに際しては、監査役指揮命令に従うこととし、取締役の指揮命令を受けないものとする。また、当該使用人の異動、評価及び懲戒処分等に関する決定については、監査役と事前に協議を行う。
8. 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
 - (1) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
ア. 取締役及び使用人は、「監査役に対する報告等に関する規程」に基づき、経営又は業績に対し、重大な影響を及ぼすと思われる事象が発生した場合は、その都度、可及的速やかに監査役に対して報告を行なう。
イ. 代表取締役社長は、監査役に対し、トップ会議等監査役が必要と考える重要な会議への出席権限を付与する。

(2)当社子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社の子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員等の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、「業務連絡要綱」に基づき、経営又は業績に対し、重大な影響を及ぼすと思われる事象の報告である場合は、その都度、可及的速やかに「リスク・コンプライアンスマネジメント規程」に規定するリスクオーナーに対して報告を行なう。また、その報告を受けたリスクオーナーは、総務部長を通じて、「監査役に対する報告等に関する規程」に基づき、監査役に対して報告を行なう。

(3)前二項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告をした者について当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行なうことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社において周知徹底する。

9. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

会社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理の必要が生じた場合、その処理について、取締役と監査役が毎に意見交換を行ない、予め予算を確保し、実行する。

10. その他当社の監査役職務の執行が実効的に行なわれることを確保するための体制

(1)代表取締役社長は、定期的に監査役と情報交換を行なう。

(2)取締役、使用人は、監査役の要請に応じてヒアリング等を通じて職務執行状況を報告する。

(3)取締役は、内部監査に係る実施結果を監査役に都度報告する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

「ニューフレアテクノロジーグループ経営理念」のもとに全社規程として「ニューフレアテクノロジーグループ行動基準」を置き、その中で「反社会的勢力による事業活動への関与を拒絶します。また、その活動を助長(注)しません。」と定めております。

(注)その活動を助長する行為:機関誌・書籍の購読、物品の購入、広告賛助、役員提供等取引、金銭・物品の供与、その他の便宜供与等の行為をいいます。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1)統制環境の整備

当社では、反社会的勢力による被害を防止するため、2006年11月開催の取締役会決議により「ニューフレアテクノロジーグループ行動基準」を改定し、反社会的勢力による事業活動への関与の拒絶を明記するとともに、これに基づき実践しております。

(2)リスク評価の徹底

当社は、「ニューフレアテクノロジーグループ行動基準」に反社会的勢力の事業活動への関与の拒絶を明記することにより、当社における反社会的勢力に関与することのリスク認識を明確にしております。

(3)統制活動の推進

当社は、「ニューフレアテクノロジーグループ行動基準」を全役員、全従業員に配布するとともに、ホームページに掲載し、全役員、全従業員が常に閲覧可能な環境を整えること等により、反社会的勢力の事業活動への関与の拒絶徹底を図っております。

(4)情報伝達の明確化

総務部門が関係情報の収集・伝達を行い、関係者への周知徹底を図っております。

また、警察、弁護士等との連絡窓口を定めて情報伝達を円滑に行うことにより、反社会的勢力からの接触に適時適切に対応できる体制を構築しております。

(5)監視活動

当社は、構築した内部統制システムの円滑な運用を図り、当該運用を監理する責任者としてチーフ・リスク・コンプライアンスマネジメント・オフィサー(CRO)を設置するとともに、総務部門がモニタリングを担当しております。

(6)外部との緊密な関係構築

当社は、警察、顧問弁護士等外部との連絡窓口を定め、必要となる情報を交換する等、関係の緊密化を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

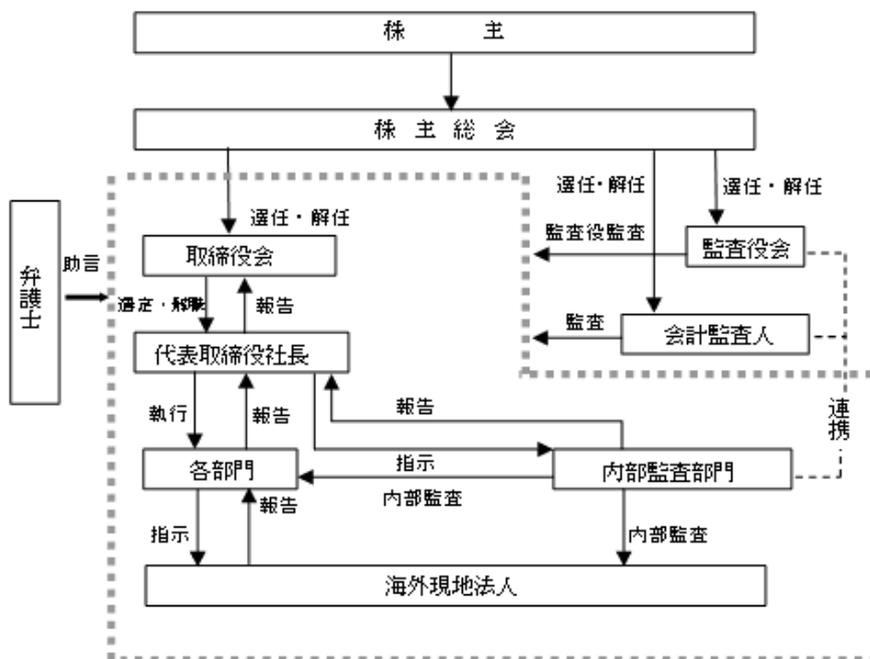
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示に係る社内体制

重要事項は全て総務部門が集約する体制を取り、総務担当取締役が重要事項の公表実務を担当します。決定事実および発生事実に係わる開示要否の検討を要する場合は、社長の指揮のもと、経営企画部門、経理部門、法務部門、総務部門、重要事項の情報を有する部門が随時検討会等を開催し、その要否を判断します。重要事項は、その重要度に応じ、経営戦略会議または取締役会にて審議・決議されます。決議された事項は、速やかに開示します。



<適時開示体制の概要>

